

特46-263



1200800204076

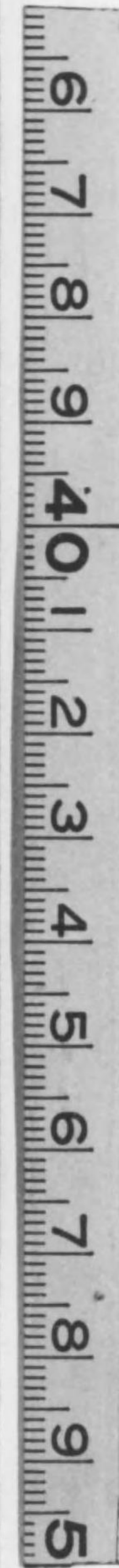
特46

263

兵卒初步

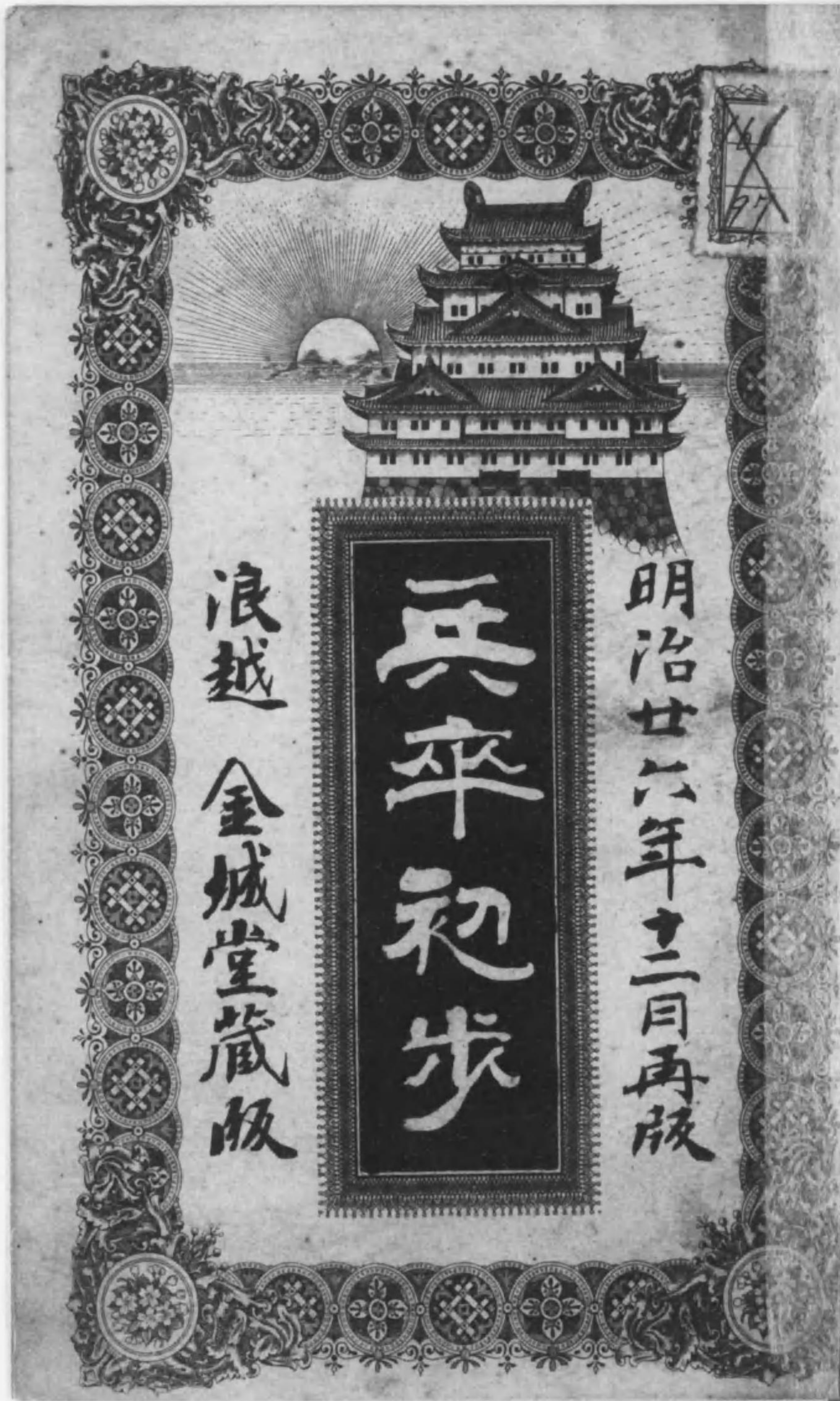
明治二十六年再版

国立国会図書館



始





兵卒初步

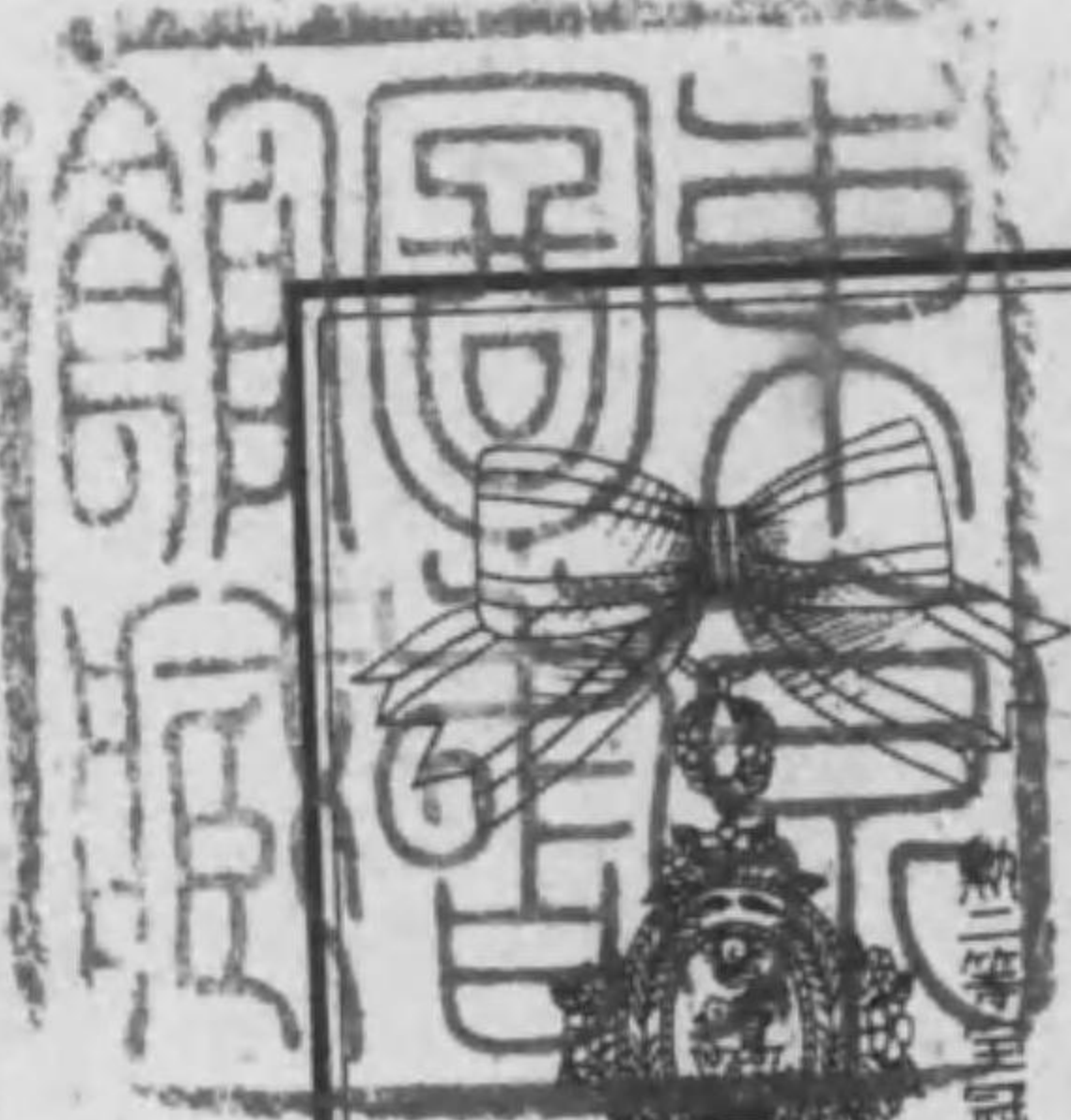
浪越 金城堂藏版

明治廿六年三月再版

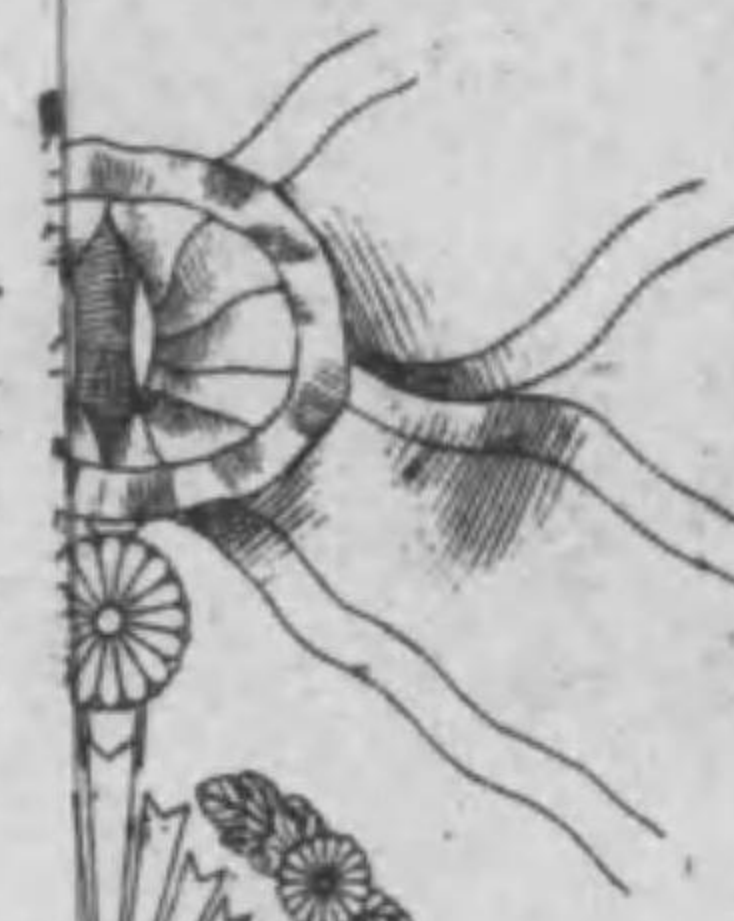
95

特46

263



大勲位菊花大綬章



勲三等冠章



勲四等冠章



勲五等寶冠章



勲等旭日大綬章



勲等瑞寶章



勲二等旭日重光章



勲一等瑞宝章



將



官



官



將

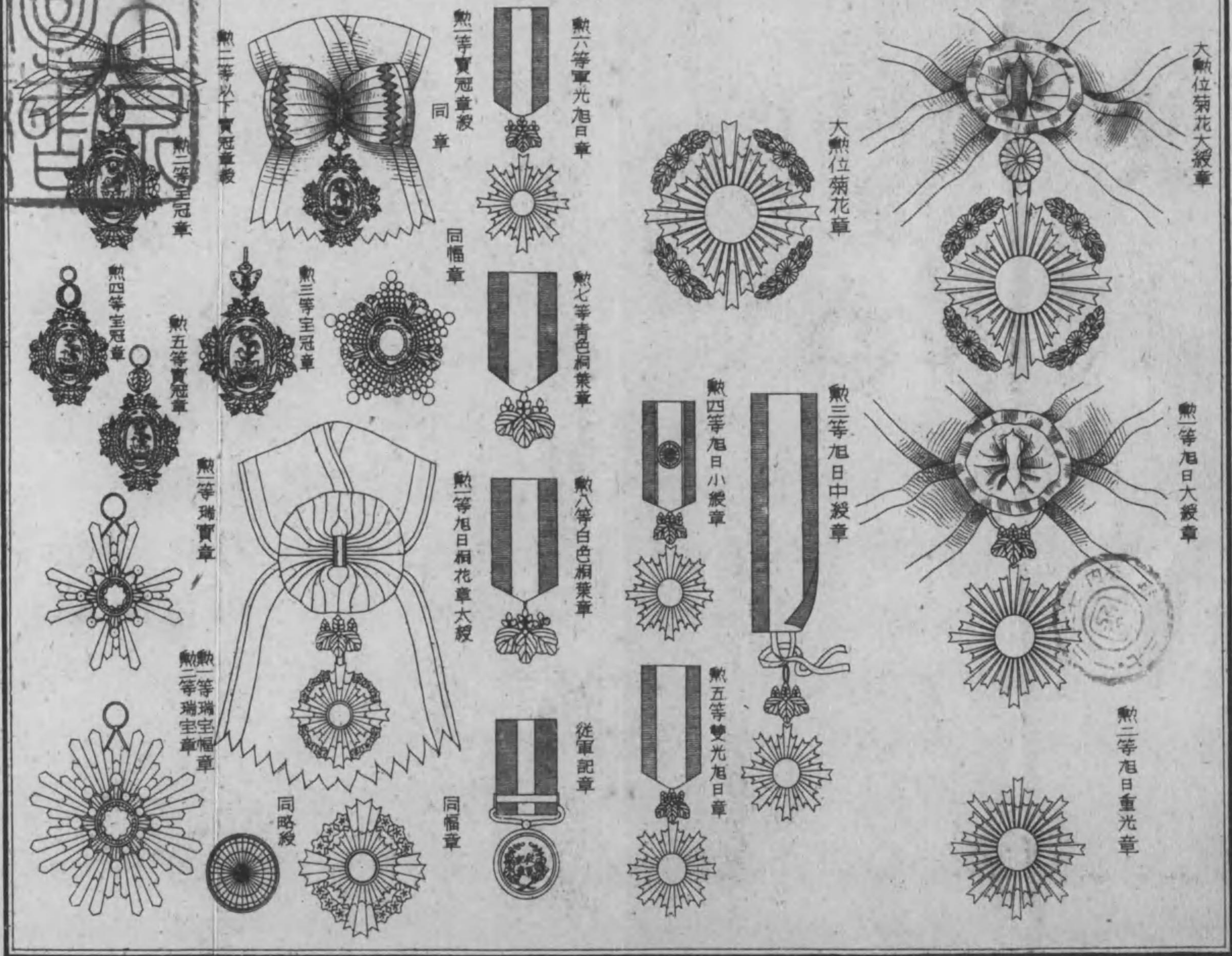


官



官





大勲位菊花大綬章

勲一等旭日大綬章

勲二等旭日重光章

大勲位菊花章

勲三等旭日中綬章

勲四等旭日小綬章

勲五等雙光旭日章

勲六等軍光旭日章

勲七等青色桐葉章

勲八等白色桐葉章

從軍記章

勲一等寶冠章綬

同幅章

勲等旭日桐花章大綬

同幅章

勲二等以下寶冠章綬

勲三等宝冠章

勲五等寶冠章

勲等瑞寶章

勲一等瑞宝幅章

同略綬

勲四等宝冠章

懸章 佐尉官



功一級金鷲章



功二級金鷲章



功三級金鷲章



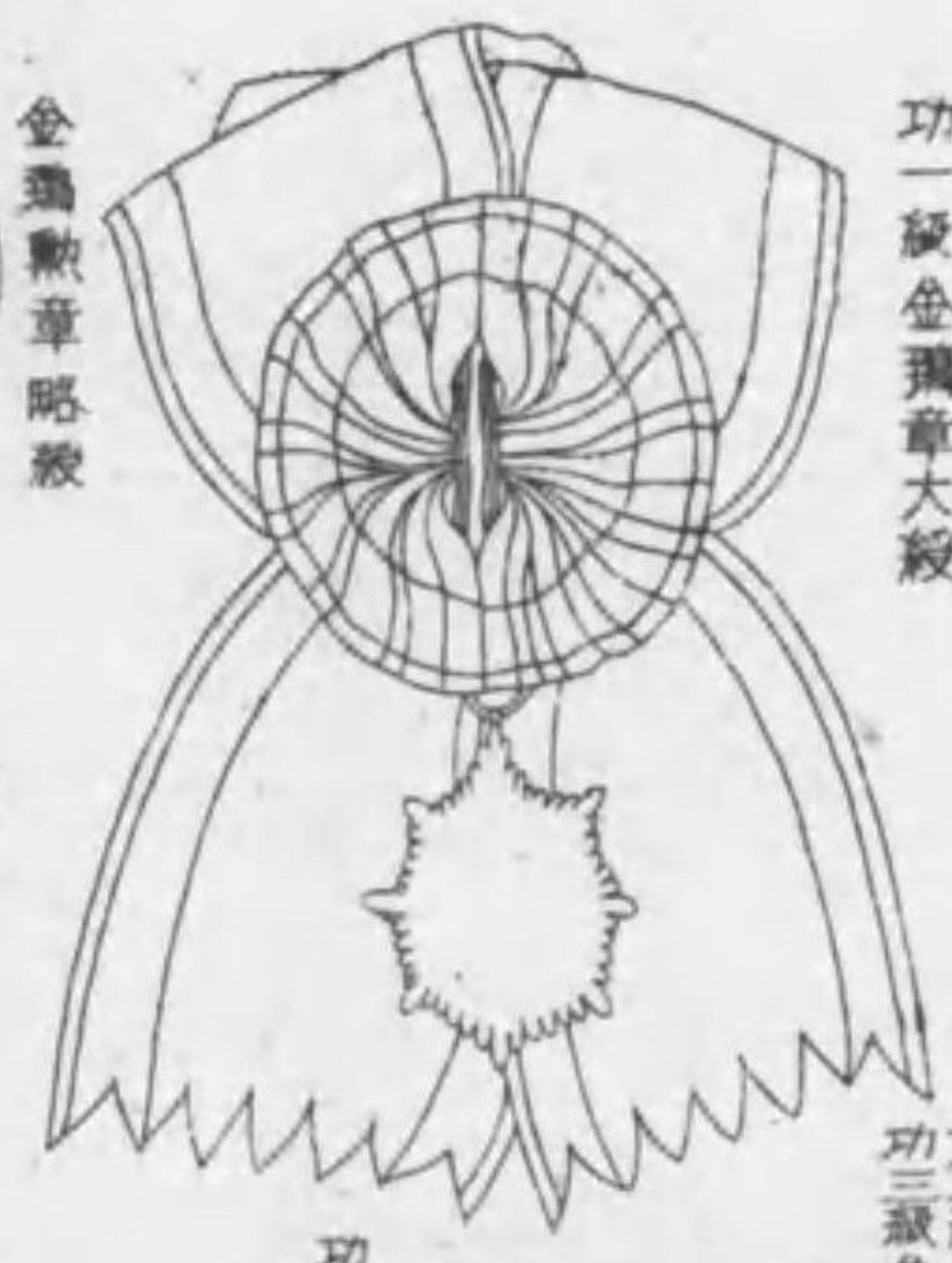
功四級金鷲章



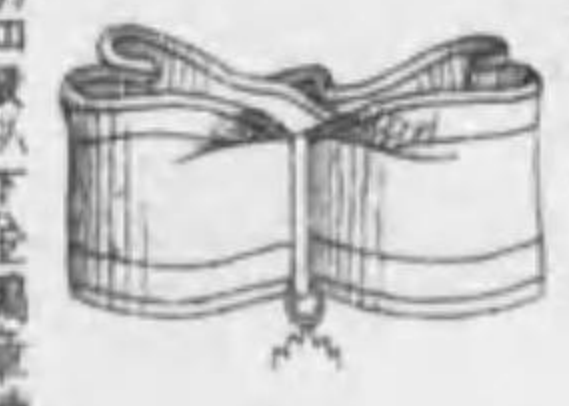
功六級金鷲章



功一級金鷲章大綬



功二級金鷲章大綬



功五級金鷲章



功七級金鷲章



金鷲勲章略綬



二級



四級



七級



功四級以下金鷲章綬



天子様の、軍人ともに、あふせ
 勅諭さかし、なされる、おんことば
 我國の軍隊は、わが日本の國、世々天皇の代々天子統率と給ふ所にぞ
 ある、すべ、ひきあ、なされる、昔神武天皇躬づから、ひかし、神武天皇は、大伴
 物部の兵どもを率ひ、大伴や、物部と、いふは、ひかしの、兵を、つかさど、
 のまつろはぬものどもを、わがなかつくにの、した、討ち平け給ひ、うち平
 高御座に即かせられて、天子のくらゐに、天下しろしめと給ひしよ
 り、天下を、をんをさ、二千五百有餘年を経ぬ、二千五百年あまりの、此間のこ
 年のあいだ、世の様のようすの、移り換るに隨ひて、うつり、かは、兵制の
 兵のたて、沿革も、かわりた、亦屢なりき、古は天皇躬づか
 かの、ひかしは、天子様、軍隊を、率る給ふ、軍隊を、ひきつれて、御制にて、
 ら、おんごじふんに、

ありま 時ありてはりてと 皇后 皇太子の 代ら
 せ給ふこともありつれど 大凡兵權を たいてい、
 さざる、臣下にいたく、の、け 委ね給ふことはなかりき、
 んりを 中世に至りてい、なりまして 文武の制度 文とは、兵のまことに、か、り
 りま 兵のことは、か、りたる、すべ 皆唐國風に倣はせ給ひにあらはせ、なされて
 せぬ 六衛府を置き、ひやう系、さこん系、う系もん、さ系もん、うひやう系、さ、
 てれこと、ろのきめかたが 寮を建て つかさざる、やくばをたて 防人など、
 六衛府を置き、ひやう系、さこん系、う系もん、さ系もん、うひやう系、さ、
 寮を建て つかさざる、やくばをたて 防人など、
 しかば 兵制は整ひたれども 兵のたてかた、い、と 打續ける
 昇平に 狃れて いらかなるに、なれて 朝廷の政務も 朝廷の、ごせ 漸文弱に
 流れければ せんく、かざりばかりで、 兵農 兵となるばかりのものと、をのづ

から一二に分れにわかれまして 古の徴兵は 徴兵とは、すべて、じんみんなが、み
 ひかしのこの徴兵 ひとつとなくまにか 壯兵の姿に 變りたる、兵のことなり、こ
 と、いともものは 武士とい、だいく、兵とあるまとはかりを、つ
 の壯兵の、すがたつ 遂に 武士となり とめと、するものなり、まの武士とい、うものに
 に、かわりまして 兵馬の權は、けんりは 一向に 其武士ども 棟梁たる者に 歸
 して 一さい、ろの武士ども、かしろの 世の亂と共に せけんが、みだれ 政治の
 しもれ、てのうちに、うつりまて 大權も せいじむきの、けんりまても 亦其手に 落ちしもの、てのうちに、
 なるよふに、 凡七百年の間 年たつあいだ 武家の政治とはなりぬ、の、いへ
 たりまして 世の様の 移り換りて せけん、ようすが、 斯くなれるは
 こと、いなりました 人力もて 挽回すべきにあらざといひながら、らをもつて
 かようには、 且は我國體に 戻り のすがたにらむさ 且は我祖宗
 ひさかへす、ことは、 且は我國體に 戻り のすがたにらむさ 且は我祖宗

のまたひとつには、わが御制に背き奉り、ろひままりに、淺間しき次第をりき
 がせんとせさまの御制に背き奉り、ろひままりに、淺間しき次第をりき
 ちげかわしい、しだ、降りて、よがだんく、す、弘化嘉永の頃より、弘化や嘉永
 いでござります。降りて、よがだんく、す、弘化嘉永の頃より、弘化や嘉永
 がうの、この、徳川の幕府、幕府とは、武家のせいじを、するやくば、其政衰へ、いぢが、
 るから、徳川の幕府、幕府とは、武家のせいじを、するやくば、其政衰へ、いぢが、
 ゆきど、かぬ、剩へ、にまで、外國の事も起りて、やうの、くにどの、か、り、
 よふになり、剩へ、にまで、外國の事も起りて、やうの、くにどの、か、り、
 あいが、を、こ、其侮をも受けぬへき、つまで、うけるよふな、勢に迫りければ
 りまして、其侮をも受けぬへき、つまで、うけるよふな、勢に迫りければ
 ばやいに、せまり、朕が、朕とは、天子様が、おれがど、ごじ、皇祖仁孝天皇の
 ましたなれば、朕が、朕とは、天子様が、おれがど、ごじ、皇祖仁孝天皇の
 みことにあたりあさる、仁孝天皇、皇考孝明天皇、ち、のみことにあたりあさる、
 皇さまど、もうすれんかたや、皇考孝明天皇、孝明天皇様と申す、れんかたが、
 痛く宸襟を、んむねを、惱し給ひたまを、な、忝くも又惶けれ
 いか、宸襟を、んむねを、惱し給ひたまを、な、忝くも又惶けれ
 かたじけないわけで、またれろ、然るに、朕幼くして、てんしさまが、まだかん
 れをはい、しだいでござります、然るに、朕幼くして、てんしさまが、まだかん
 天津日嗣を受けし初、おんよつきを、おんう、征夷大將軍、昔の大將のやくめの
 るまつ、日嗣を受けし初、おんよつきを、おんう、征夷大將軍、昔の大將のやくめの

の、ことを、其政權を返上し、まへ、ねんかへしいたし、大名小名、其版籍
 いふなり、其政權を返上し、まへ、ねんかへしいたし、大名小名、其版籍
 を奉還し、んかへしいたして、年を経すして、ぬうちに、海内一統の世と
 を奉還し、んかへしいたして、年を経すして、ぬうちに、海内一統の世と
 なり、日本中が、天子様の、おんてひとつで、そ、古の制度に復しぬ、ひかしのおん
 なり、日本中が、天子様の、おんてひとつで、そ、古の制度に復しぬ、ひかしのおん
 に、かへり、是文武の、これは文のはふに、か、りたもの、忠臣、ちらうぎなる、良弼、あ
 ました、是文武の、これは文のはふに、か、りたもの、忠臣、ちらうぎなる、良弼、あ
 りて、よいたすけになるも、朕を補翼せる、たすけたる、功績、かり、であり、歴世
 りて、よいたすけになるも、朕を補翼せる、たすけたる、功績、かり、であり、歴世
 祖宗の、せんぞさまの、専蒼生を、民をも、憐み給ひし御遺澤なりとい
 祖宗の、せんぞさまの、専蒼生を、民をも、憐み給ひし御遺澤なりとい
 へ、ごも、された、ごをんごはいふもの、併我臣民の、けらい人民をも、其心
 へ、ごも、された、ごをんごはいふもの、併我臣民の、けらい人民をも、其心
 よ、のうちに、順逆の理、順どはしたごふこと、逆どは、辨へ、んし、大義の重
 よ、のうちに、順逆の理、順どはしたごふこと、逆どは、辨へ、んし、大義の重
 きを、かみのため、ごをつくす、知れるが、故に、ま、あれ、ろ、で、きた、見、け、である
 きを、かみのため、ごをつくす、知れるが、故に、ま、あれ、ろ、で、きた、見、け、である
 されば、此時に、於て、この、とき、に、を、あて、兵制を、更、た、を、か、へて、我國の、光
 されば、此時に、於て、この、とき、に、を、あて、兵制を、更、た、を、か、へて、我國の、光

を耀さんと思ひわがくにの、ひかりをますくして 此十五年か程に 元年より
 十五年まで 陸海軍の制をい、たてかたをば 今の様に 建定えぬ 只今の
 の、おいだに 夫兵馬の大權は、いつい、へいをつかさ 朕が統ぶる所なれば子
 きめたる 夫兵馬の大權は、いづい、へいをつかさ 朕が統ぶる所なれば子
 けである 夫兵馬の大權は、いづい、へいをつかさ 朕が統ぶる所なれば子
 標のすべく、りて、をいで 其司々をまをくむきをこそ 臣下には任すなれ
 なさる、い、どころなまは 其司々をまをくむきをこそ 臣下には任すなれ
 けらいせもに、をまかその 朕親之を攬り 天子様の、ごじぶんに
 しなざる、わけで 其大綱は、そのものを 朕親之を攬り 天子様の、ごじぶんに
 て 肯て臣下に委ぬべきものにあらざ けつまで、しだぐのものに、を
 孫々に至るまで いたるまで 篤く斯旨を傳へゆいを、つたへ 天子の文
 武の大權を 天子様は、文と武 掌握するの義を存し、にぎりて、をいになさる
 再中世以降の如き いた、ひ、なかごろじだ 失體なからんことを望むな
 りな、このないよふに、のぞむ 朕は汝等軍人の大元帥なるぞ 天子様は、
 天子様は、
 天子様は、

どものろうだい されは朕は汝等を股肱と頼み されば天子様は、みな軍人
 しやうである されは朕は汝等を股肱と頼み されば天子様は、みな軍人
 たよりを、を 汝等は朕を頭首と仰きてぞらど、たてまつりて、ころ 其親は
 もひなされ 汝等は朕を頭首と仰きてぞらど、たてまつりて、ころ 其親は
 特々深かるべき ころのなかよ、い、は、かくべ 朕り國家を保護して 天子
 國をたもち、まもり 上天の恵に應じけに、したがい 祖宗の恩よ、ごせんご
 ておいでなされ 上天の恵に應じけに、したがい 祖宗の恩よ、ごせんご
 をん 報ひまるらする事を、ひくひなさ 得るも得ざるも できるも、
 に 報ひまるらする事を、ひくひなさ 得るも得ざるも できるも、
 人が みなぐんじ 其職を盡すと盡さざるに由るぞかしを、つくすど、つ
 くさぬど 我國の稜威いさはいが 振はざることあらば、ありたるときは
 によるぞ 我國の稜威いさはいが 振はざることあらば、ありたるときは
 汝等能くもよく 朕と其憂を共にせよ 天子様とろれうれい 我武維揚りて
 わがくにの、いさはい 其榮を耀さば、を、か、やかしたならば 朕汝等と其譽
 が、さかんになりて 其榮を耀さば、を、か、やかしたならば 朕汝等と其譽
 を 借にすべし 天子様は、みなせもと、ろのよいひよふ 汝等皆其職を守り
 ばんを、い、つしよになさるで、あるふ 汝等皆其職を守り
 を 借にすべし 天子様は、みなせもと、ろのよいひよふ 汝等皆其職を守り
 ばんを、い、つしよになさるで、あるふ 汝等皆其職を守り

とも、めい／＼の、しよ
 くふんを、まもりて 朕と一心になりて天子様とひとつ
 に盡さは ちからを、くにをまもる 我國の蒼生は じんみんは 永く太平の
 福を受けの、しあわせを、うけて 我國の威烈は いきはいは 大に世界の
 光華ともなりぬべし 大に、世界の、ひかりと 朕斯も深く 天子様は、かよふかく汝
 等軍人に望むなれば みな軍人もに、おんのぞ 猶訓諭すべき事こそあ
 れらるゝ、こどがある いでや之を左に述へむ さてあれから、をしへきかせら
 るふ

一軍人は忠節を盡すを本分とすべし 軍人といふものは、おかみへ、ちうぎ
 ばなり 凡生を我國に稟るもの にて、うけて、をるものは 誰かわ國に報
 ゆるの心なかるべき だれが、くにのをんと、をくらんと、おもふこゝろが、ま
 るふ

して軍人たらん者はなりたるものは 此心の固からではむくゆるの、
 こゝろが、かた 物の用に立ち得べしと思はれぬ 軍人でありて、國にむくゆるの、
 軍人にして報國の心堅固ならされは 此の、かたくないときは
 如何程技藝に熟しむが、よくでき 學術に長ざるもよくできても 猶偶人
 にひとしかるべしをなじことである 其隊伍も整ひよくどい節制
 も正くともたたくても 忠節を存せざる軍隊はまたぬぐんたいは
 事に臨みて、さしかりては 烏合の衆に同かるべしをみた、よう
 なる、をほせいの、あつまりにて、め 抑國家を保護しにをまもり 國權を維
 持するは けんりのことを、いうなりこのくにのけんりを、つちぎもつてゆくは
 兵力に在れば、ちからでこそ、 兵力の消長はるへると、さかんなる

是國運の盛衰を辨へ、これすきはち、くにのうんが、さかんなる
 世論に惑ひ、よのひどが、せふいふ、政治に抱は、せいじひきが、せふ
 らす、只々一途に、ただ、己が、自分の忠節を守り、つとめの、ちうせ
 つと、いふ、義は山嶽よりも重く、かみのために、つくべきは、やまや、
 死は鴻毛よりも軽しと覺悟せよ、かみのために、しぬことは、どりのけよ
 ぬ、其操を破り、みさをとほ、せこまでも、こゝろのか、不覺を取り、ゆだんを
 と、汚名を受くるな、われ、ひようばんを、

一軍人は禮儀を正しくすべし、軍人とは、かみは、いちし、
 は上元帥より、軍人には、かみは、いちし、
 いたる、其間に官職の階級ありて、
 一軍人は禮儀を正しくすべし、軍人とは、かみは、いちし、
 は上元帥より、軍人には、かみは、いちし、
 いたる、其間に官職の階級ありて、

屬するのみならず、ゆい、ついで、同列同級とて、
 のに、停年、新舊あれ、ねんげんに、あたらしき、ひと、
 せられた、舊任の者、よ、ふるから、にん、
 ば、なり、下級のものは、さうの、上官の命を承ること、
 實は直に、朕が命を、天子様の、承、
 ねば、奇りませぬ、己が隷屬する所にあらせども、
 上級の者は、勿論、いれい、つ、さねば、なりませぬ、
 もの、に、對、て、は、ねんげんの、
 て、けいれい、を、つ、つ、さねば、なりませぬ、
 さねば、なりませぬ、又、上級の者は、かみのものは、
 に、ひ、か、聊も、輕侮驕傲の、
 たり、を、ごりて、たかふるよふな、
 振舞あるべか

らすは、しかたが、ありて、公務の爲に、を、やけの、つと、威嚴を主とする時
 は格別なれども、そのやくがらに、ついては、きびしくするのと、其外は務
 めて懇に取扱ひて、ねんごるに、どりわつかふて、慈愛を專一と心掛け
 なさけを、あけて、かわいがる、上下一致して、かみのものも、まものものも、
 勤勞せよ、しんぼうせよ、若軍人たるものにして、もし軍人ど、あれ
 義を紊りみだしたり、上を敬はせ、上の人を、たい、下を惠まぎして、
 一致の和諧を、一つこゝろになりて、な、失ひたらんには、
 音に軍隊の毒毒たるのみかわ、むし、ばかりではない、國家の爲
 先にもゆるし難き、國のためにも、ゆる、罪人なるべし、つみびとで、
 一軍人は武勇を尙ぶべし、軍人たるものは、いうきが、夫武勇は我國にて

一体、女ゆうと、いうも、古よりいとも、むかしから、貴べる所なれば、
 は、我が國にては、古よりいとも、むかしから、貴べる所なれば、
 に、するどく、我國の臣民たらんもの、わがくにの、じんみ、武勇なくては
 叶ふまどは、いうきが、なくて、況して軍人は、んじんは、戦に臨み、せんろう
 のぞみ、敵に當るの職なれば、やくめなれば、片時も武勇を忘れてよか
 るべきか、みましようの、われにわされては、すみません、さはあれでは、ある
 けれ、武勇には大勇あり小勇ありて、同りら、なる、いうきと、ちさき、い
 うきがありて、を、な、血氣には、やり、わかさかりの、粗暴の、振舞なせせんは
 て、あら、ふるま、武勇とは、謂ひ難し、いうきとは、軍人たらんものは、
 も、なり、常に能く義理を辨へ、つね、よくきり、能く、膽力を練
 り、を、ねり、思慮を、殫して、つくして、事を謀るべし、さばかねば、ならぬ

るぬは、ござはじの始に能々事の順逆を辨へはじめによくことが、じゆんなるこ
 りませむ 始に能々事の順逆を辨へはじめによくことが、じゆんなるこ
 て理非を考へ ないかを、かんがへ 其言は所詮踐むべからせと知り
 るのいふたことは、とても、ふん 其義はとても守るべからせと悟りな
 では、ゆかきぬことに、さがつき 速に止ることをよけれはよく、やめた、
 べきぬこと、がつてんしたならば 古より或は小節の信義を立てんとて
 古より或は小節の信義を立てんとて さいぎりを、たてんとて 大綱の
 順逆を誤り を、あやまり 或は公道の理非に踏迷ひて やけのみちに、
 ふみま 私信の信義を守り ないしよふの、ぎ あたら英雄豪傑どもが
 をしいことには、す 禍に遭ひ身を滅しをなくしたりして 屍の上の汚名
 をなき、ひよふばんを 後世まで遺せるまど其例抄くらぬものを
 のちのよまで、のこした、た 深く警めでやはあるべき ぶかく、きをつけぬ
 めしは、かきあることで

あり
ます

一軍人は質素を旨とすべし 軍人たるものは、じみなことを、 凡質素を旨

とせされは すべてじみなことを、し 文弱に流れりに、あがれ 輕薄に趨り
 うはつら、ば 驕奢華美の風を好み ふうを、このみ 遂には貪汚に陥
 して 志も無下に賤くなり ころさしも、これ
 らいに、いや 節操も武勇も其甲斐なく が、ありても、ありた、かいはなく
 世の人よ爪はトきせらるゝ迄に至りぬへとて、つまはトき、せらる
 までなる 其身生涯のつしよふの不幸なりといふも 中々愚なり わせど
 は、いうもの、またば此風一たび軍人の間に起りはて 此風が一度軍人
 かな、わけであります 彼傳染病の如く蔓延し 彼うつる病の 士風もこないも 兵氣も

軍人たる、さきより頼に衰へぬべきまこと明なり
 ことを、をどろへて、をる 脱深
 しよふも 天子様はふかく之れを、曇にまへに 免黜條例を施行し
 く之を懼れて 天子様はふかく之れを、曇にまへに 免黜條例を施行し
 免黜條例とは、わるいことを、おしたるものは、やくめを、とりわけ、或は、略此事
 さげられることに、ついで、規則あり此規則を、をんさた、なされて、
 を誠め置きつれどらぬと、いさかしては、をいたけれども猶も其の悪
 習の出んことを憂ひて 心を、そのわるい、ならわせば、ではすまい 心安
 からねばつき、おされぬから 故に又之を訓ふるぞかした、かくべつに、ま
 れんれしへさかしな 汝等軍人ゆえ此訓誡を みな軍人ども、必ら等閑にな
 ざる、わけである 汝等軍人ゆえ此訓誡を みな軍人ども、必ら等閑にな
 思ひぞもうては、ならぬぞよ
 右の五ヶ條は みるに、かいて 軍人たらん者りたもの 暫も忽ますべ
 からせ しばしの、あいだも、こゝろ さて之を行はんには して、これを、をこ
 そゆるしては、なりません

一の誠心こそ大切なり ひとつ、まことのこゝろこ 抑此五ヶ條は我軍
 人の精神にして 人も、この五ヶ條のわかれ、一の誠心は又五ヶ條
 の精神なり ひとつ、まことのこゝろは、また、心誠ならされば、こゝろが、
 ないといか 如何なる嘉言も善行も ぜんな、よいことば 皆うはべの裝飾にて
 何の用にかは立つべき みるに、つらの、かざりにて、なんのよふに、心たに
 誠あれば ことろにさへ、ま 何事も成るものぞか かん、こゝろでも、で
 況してや此五ヶ條はの五ヶ條は 天地の公道 天地の間すなはち、せかいの、
 人倫の常經なり ひとたるもの、あたりま 行ひ易く守り易し ところうに
 また、まもるに 汝等軍人能く 皆軍人能く 朕が訓に遵ひて 天子様の、おんをし
 も、やそくある 此道を守り行い 此道の守り行い 國に報ゆるの務を盡さば 國の、こ
 れんに、

ひくゆるの、つとめには日本國の蒼生舉て之を悦びなん日本國中の、人民を、み
を、つくしたならば日本國の蒼生舉て之を悦びなん日本國中の、人民を、み
朕一人の憚のみならんや天子様ひとり乃、をんよるこび、ばかりで、あるふ
か、決して天子様ひとりの、れんよるこび、ばかりで
ません

明治十五年一月四日

御名

讀法

軍人タルモノ、ツネニ、ヨソデ、コ、ロヘ
テ、チラネバナラヌ、陸軍ノ、チキテナリ

兵隊ハ皇威ヲ發揚シ 兵隊トイフモノハ、天子様
ノ、イキホヒチ、サカンニシ 國家ヲ保護スル爲メ

ニ設ケ置カル、モノナレバ 國ヲ守ルタメニ、チカコ
レハ、モノデアアルカラ 此兵員ニ加ル者ハ

コノ兵ノカズニ 堅ク左ノ條件ヲ守リ カタク、ヒダリニ、カ、グ
イリタモノハ、 違背スベ

カラズナリマセン

第一條 誠心ヲ本トシ 誠心トイフモノ、マコトノ、コ、ロ
チ、チモトシテ 忠節ヲ盡シ 忠節トイフモノ、オカミヘ、チウフ
イコトヤ 不忠ノテナイ 所爲アルベカラザル事 所爲アルベカラ
ハチナリマセン

第二條 長上ニミノ人ニ 敬禮ヲ盡シ 敬禮トイフモノ、ケイレイチ、
チ、チウフモノ、オカミヘ、チウフモノ、オカミヘ、チウフモノ、オカミヘ、

信義ヲ致シ 信義トイフモノ、チンギヤウ、チ、チウフモノ、オカミヘ、
粗暴コトヤ 倨傲ノヨフナ 所爲アル可ラ

ザル事 粗暴トイフモノ、ソウボウ、チ、チウフモノ、オカミヘ、
ハチナリマセン

第三條 長上ノ命令ハ、カミノヒトノ、其事ノ如何ヲ問ハズ、ソノコトガ

トモ、ソレ直ニ、サマ之ニ服従シ、コレニ、シカガヒ、抗抵ライ干犯ノ、チカス

所爲アルベカラザル事ハ、ナリマセン

第四條 膽勇ヲ尙ヒ、イユウキチ、イ、軍務ニ勉勵シ、軍隊ノ、ツトメ、恐怯

ヲクビ、柔懦ノケル所爲アルベカラザル事ハ、ナリマセン

第五條 血氣ノ小勇ニ誇リ、ワカザカリノ、キニマカシテ、チ、争鬪ヲ好ミ

アラソヒチ、他人ヲ侮慢シ、タニンチ、アセシ、世人ノ厭忌ヲ來ス等ノ、キヲウヨ

ウニ、ナル所爲アルベカラザル事ハ、ナリマセン

第六條 道徳ヲ修メ、ヨキチコナヒチ、ワブ、質素ヲ主トシ、チモトシテ、

浮華文弱等ニ流ル、ノ、ウワベノ、カザリハカリ、所爲アル可ラザル事

シカガ、アリテ、ハ、ナリマセン

第七條 名譽ヲ尙ビ、ヨキ、ヒヨウパンチ、トレシ、廉恥ヲ重ンシ、チ、マイワトシテ

賤劣コトヤ、貪汚ケガラワ、シ、所爲アルベカラザル事ハ、ナリマセン

以上掲ル所ノ外、トコロヨリ、ホカニ、法律規則ニ違犯シ、モノアリコレニ

ソム、罪ヲ國家ニ得ルニ至テハ、ツミチ、クニカフモフシツ、父祖ヲ辱シメ

チヤ、セソアマ、家聲ヲ汚シ、家ノヒヨフ、醜ヲ後世ニ遺シ、ワルイ、ヒヨフ

デ、ハツカシメ、獨リ其身現在ノ恥辱ノミナラズ、ヒトリ、ワブソノミノ、メノマ

コシテ、况ンヤ重罪ノ如キハ、ソノウヘ、チモイ、各人、メイ、天賦ノ、ロウタ、公權

ヲモ、ヒトナミニ、カダチ、ナラベテ、剝奪セラレ、ハイデ、ト、世ニ立テ、セケンニ

人ニ接ルモ、アウニモ、總テ對等ノ權利ヲ、スベテ人ナミ、得ザルニ至ル

ニ於テヤウルトガ、デキヌヨ 名譽ヲ尙ビ廉恥ヲ重シズルノ軍人ニ在
 テハヨキヒヨウバンナ、タツトビ、ハチチ、コト 殊ニカクベ 戒慎ヲ加ヘサル可ラ
 ズダイキト、ツ、シム、コ、ロ 就中陸軍刑法ハナカニツイテ、陸軍ノツ 軍隊ノ
 害ヲ爲ス者軍隊ノワルイコト 懲ス爲メニ 特ニ設ケラル、モ
 ノナルヲ以テカクベツニ、ナカレ 其刑亦ソノサバキカ 頗ルヨホ 嚴ナリ
 キビシウ、ゴ軍人ニシテ之ヲ犯セバ 軍人デ、アツテ、コレ 管ニ本分ヲ誤リ
 ザリマス、軍人ニシテ之ヲ犯セバ 害スルノミナラズソコノフ、
 ハ、ナ 遂ニ世人ノ信用ヲ損ジトフノ ヨノ人ガ、シ陸軍ノ榮譽ヲ
 汚ス等陸軍ノ、ヒヨフ 其責更ニ重シソノツミノセメハ、 平素自ラ
 シブニ 戒飾シイマシメテ、 決シテドフ、ア 違犯スベカラズソムイテハ、

◎所屬隊号

我所屬隊号ハ第 師團歩兵第 聯隊第 大
 隊第 中隊第 給養班ナリ

◎上官ノ姓名

第 師團長 閣下
 陸軍中將 爵 閣下
 第 旅團長 閣下
 陸軍少將 (爵)
 參謀長 閣下
 陸軍歩兵 佐 殿
 聯隊長 殿
 陸軍歩兵 佐 殿
 陸軍歩兵 佐 殿

我所屬隊號
ヲ區畫ヘ書
入スベシ

我師、旅團
及ヒ各官之
位階并ニ等
級ヲ書入ル
ヘシ

聯隊附少佐

陸軍步兵少佐

聯隊副官

陸軍步兵大尉

聯隊旗手

陸軍步兵少尉

第一大隊長

陸軍步兵少佐

第二大隊長

陸軍步兵少佐

第三大隊長

陸軍步兵少佐

第一大隊副官

陸軍步兵中尉

殿 殿 殿 殿 殿 殿

第二大隊副官

陸軍步兵中尉

第三大隊副官

陸軍步兵中尉

我中隊長

陸軍步兵大尉

同中隊附士官

陸軍步兵 尉

同

陸軍步兵 尉

同

陸軍步兵 尉

同

陸軍步兵 尉

殿 殿 殿 殿 殿 殿

特務曹長ハ
準士官ナリ

同中隊附

陸軍歩兵曹長

同小隊副長

陸軍歩兵曹長

同給養掛

陸軍歩兵一等軍曹

中隊付下士

陸軍歩兵 等軍曹

(以下所屬ノ下士書入スベシ)

殿

殿

殿

殿

第 分隊長
陸軍歩兵上等兵

(以下所屬ノ上等兵ヲ書入ベシ)

殿

我大隊計官
陸軍 等軍吏

全會計書記

陸軍 等書記

我聯隊醫官

陸軍 等軍醫正

我大隊醫官

陸軍 等軍醫

全副醫官

陸軍 等軍醫

同看護長

陸軍 等看護長

殿 殿 殿 殿 殿 殿

大日本帝國軍旗授與年月日表

聯隊號	授與年月日	全上	全上
近衛步兵第一聯隊	明治七年一月二十三日	全上	全上
全步兵第四聯隊	明治二十年五月二十四日	全上	全步兵第三聯隊 明治十八年十月二十八日
師團步兵第一聯隊	明治七年十二月十九日	全上	全步兵第三聯隊 全上
全步兵第四聯隊	明治八年九月九日	全上	全步兵第六聯隊 明治七年十二月十九日
全步兵第七聯隊	明治八年九月九日	全上	全步兵第九聯隊 全上
全步兵第十聯隊	全上	全上	全步兵第十二聯隊 全上
全步兵第十三聯隊	全上	全上	全步兵第十二聯隊 全上
全步兵第十六聯隊	明治十七年八月十五日	全上	全步兵第十五聯隊 明治十八年七月廿一日
全步兵第十九聯隊	明治十九年八月十七日	全上	全步兵第十八聯隊 明治十七年八月十五日
全步兵第二十二聯隊	明治十九年八月十七日	全上	全步兵第二十一聯隊 明治十九年八月十七日
全步兵第二十三聯隊	全上	全上	全步兵第二十四聯隊 全上

軍團		師團					旅團					現																										
		第五	第四	第三	第二	第一	第十	第九	第八	第七	第六	第五	第四	第三	第二	第一	旅團本部	戰役兵																				
		松山	廣島	姫路	大坂	金澤	名古屋	青森	仙臺	佐倉	東京	第二十二	第二十一	第二十	第十九	第十八	第十七	第十六	第十五	第十四	第十三	第十二	第十一	第十	在所	步兵聯隊												
		山龜	島	坂	津	坂	屋	橋	屋	臺	森	田	臺	布	倉	崎	布	隊大五	隊大四	隊大三	隊大二	隊大一	隊大五	隊大四	隊大三	隊大二	隊大一	隊大五	隊大四	隊大三	隊大二	隊大一	隊大五	隊大四	隊大三	隊大二	隊大一	輜重

第六	第十	第十	第三	第三	第六	第六	第六	第六
二第	一第	第	第	第	大	大	大	大
十	十	十	十	十	隊	隊	隊	隊
小	熊	熊	熊	熊	岡倉	岡倉	岡倉	岡倉
倉	本	本	本	本				

本部	旅團	近衛隊	本部	旅團本部	步兵聯隊	在	所	騎	砲	工	輜重
	第一										
禮	霞ヶ關	電田兵	大	隊	所	所	所	所	所	所	所
帳	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一
	第二	第二	第二	第二	第二	第二	第二	第二	第二	第二	第二
	第三	第三	第三	第三	第三	第三	第三	第三	第三	第三	第三
	第四	第四	第四	第四	第四	第四	第四	第四	第四	第四	第四
	第五	第五	第五	第五	第五	第五	第五	第五	第五	第五	第五
	第六	第六	第六	第六	第六	第六	第六	第六	第六	第六	第六

明治二十五年十一月廿二日印刷
 同 年 同 月 廿八日出版
 同 年 同 月 十五日止再版印刷
 同 年 同 月 十八日發行



編輯兼發行者 井戸田市太郎
 愛知縣名古屋市中本町十三番戶

印刷者 櫻井仙右衛門
 愛知縣名古屋市中泉町八十八番戶

軍人用書發賣所 金城堂
 愛知縣名古屋市中本町二丁目

○步兵操典
 ○體操教範
 ○野外要務令
 ○步兵射擊教範
 ○日本軍人龜鑑
 ○軍人文庫龜鑑
 ○勅諭讀法義解
 ○勅諭習字帖
 ○讀法習字帖

全一冊	特別正價四錢五厘
全一冊	特別正價四錢
	正價十錢
	正價十錢
全一冊	正價六錢五厘
全一冊	正價拾三錢五厘
全一冊	正價四錢五厘
全義解付	正價十二錢
全義解付	正價六錢五厘

軍人用書發行所

井戶田市太郎

名古屋市本町二丁目十三番戶

終